



健康保険

産前産後休業取得者
申出書(新規・延長)/終了届

常務理事	事務長	部長	課長	担当者

令和 年 月 日提出

事業主記入欄	事業所記号	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	()

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

延長・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更 B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者番号										
	② 被保険者氏名	(別冊) (氏)	(名)	③ 被保険者生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
	④ 出産予定年月日	令和	年	月	日	⑤ 出産種別	0. 単胎 1. 多胎				
	⑥ 産前産後休業開始年月日	令和	年	月	日	⑦ 産前産後休業終了予定年月日	令和	年	月	日	
	⑧は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。										
	⑧ 出産年月日	令和	年	月	日						
	⑨ 備考										

出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A 変更	⑩ 変更後の出産(予定)年月日	令和	年	月	日	⑪ 変更後の出産種別	0. 単胎 1. 多胎				
	⑫ 産前産後休業開始年月日	令和	年	月	日	⑬ 産前産後休業終了予定年月日	令和	年	月	日	

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B 終了	⑭ 産前産後休業終了年月日	令和	年	月	日
------	---------------	----	---	---	---

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。